青森労働局からのお知らせ

令和5年9月1日

10 月は「年次有給休暇取得促進期間」です



年次有給休職 を 上手に活用し 働き方・休み方を 見直しましょう



事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇(※2)の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/

- (※1) 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。
- (※2) 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

年次有給休暇とは

年次有給休暇は、法律で定められた労働者に与えられた権利です。

正社員、パートタイム労働者などの区分に関係なく、以下の要件を満たす全ての労働者に付与されます。

労働基準法において、労働者は

- 1. 半年間継続して雇われている
- 2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば 年次有給休暇を 取得することができます。

お問い合わせ先:雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 4211

資料: 別添1 (10月は「年次有給休暇取得促進期間」です)

「青森働き方改革推進支援センター」をご利用ください(その6) ~これまでの相談事例~

青森働き方改革推進支援センターには、長時間労働の削減、同一労働同一賃金の実現、生産性 向上による賃金引上げ等に関する相談が多く寄せられておりますので、その一部を紹介します。 なお、当該センターでは各事業場の状況を確認し、実情に合わせたアドバイスを行っております ので、同様のお悩みがありましたらご相談ください。

〔相談事例 1〕

従業員不足を解消するために、現行の働き方改革に対応し、従業員にとって働きやすい職場環境を整備したい。

[相談事例2]

同一労働同一賃金の取組事項や人事評価の項目設定について知りたい。

[相談事例3]

従業員確保が困難な中で、優秀な人材を確保、また既存の従業員の待遇向上のために、従業員 の賃上げを考えており、可能な助成金制度を活用したい。

〔相談事例4〕

時間外労働の上限規制や時間外労働の縮減、労働時間の適正把握などについて助言指導してほしい。

〔相談事例5〕

特別条項付き36協定の締結内容に違反する長時間労働を労働基準監督署から指摘されたため、 改善したい。

お問い合わせ・お申込み先

青森働き方改革推進支援センター(青森県社会保険労務士会館)

[電話番号] 0800 - 800 - 1830 [メール] hatarakikata@sr-aomori.info

令和5年度全国労働衛生週間が実施されます!

全国労働衛生週間は、関係者の労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進を図るため実施され、昭和25年の第1回実施以来、今年で第74回を迎えます。

令和5年度は、全国労働衛生週間実施要綱に基づき、

「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」

をスローガンとして 10 月 1 日から同月 7 日までを本週間、9 月 1 日から同月 30 日までを準備期間として実施します。この全国労働衛生週間を契機として、各事業場においては、誰もが安心して健康に働ける職場づくりのため、本週間及び準備期間中に次の事項について実施されるようお願いします。

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- ⑥ 下記の事項などについて、日常の労働衛生活動の総点検を行う。
 - 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
 - ・「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する 事項
 - ・転倒・腰痛災害の予防及び「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく 健康づくりの推進に関する事項
 - ・化学物質による健康障害防止対策に関する事項

問い合わせ先: 労働基準部健康安全課 〔電話番号〕017 - 734 - 4113

資料:別添2(第74回全国労働衛生週間)



年次有給休暇 を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- ●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- ●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

カき方・休み方改善ポータルサイト https://work-holiday.mhlw.go.jp/

年休取得促進 特設サイト▶





年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除い た残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる 制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予 定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 年次有給休暇付与計画表による 個人別付与方式の導入例

例えば、毎週金曜日に 年次有給休暇の計画的付与を活用すると?

年次有給休暇を土日と組み合わせると、連続休暇になります。 また、 点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み 合わせること(プラスワン休暇)も考えられます。



5 ₪

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5≣ 5 ■ **15**⊨ 事業主が計画的に付与できる 労働者が自由に取得できる 事業主が計画的に付与できる 労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3)活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

それぞれの方式に関する労使協定や就業規則などの例は 『年次有給休暇取得促進特設サイト』をご確認ください▶



年休取得促進 特設サイト

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、 年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

<u> 使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。</u>

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。 労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方·休み方に役立ちます。

鄉通主馬労働衛生週間 2023 **示業労働災害防止協会** 木材製造業労働災害防止協会

第74回 全国労働衛生週間

2023 (令和5) 年10月1日(日)~7日(土) [準備期間:9月1日~30日]

全国労働衛生週間スローガン

目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします!

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する 国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として 毎年実施しています。

準備期間(9月1日~30日)に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策

- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間(10月1日~7日)に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛牛に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの 実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施
 - 主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
 - 協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害 防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支 援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修 などを実施しています。

地域産業保健センター(地産保)では、小規模事 業場を対象に、医師による健康相談などを実施し ています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業 保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推 進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター(さんぽセンター) https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/ 578/Default.aspx



■団体経由産業保健活動推進助成金 https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/ 1251/Default.aspx



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通 達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログ ラム(無料)」を掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/ anzeneisei12/



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタル ヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト 「こころの耳」 https://kokoro.mhlw.go.jp/



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取 り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を 紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp



化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に応 じたリスクアセスメントを着実に実施するための 情報を提供しています。

■職場のあんぜんサイト http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/ kag/kagaku index.html



転倒・腰痛予防対策

「いきいき健康体操」 (監修:松平浩)



■動画

https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4

■解説書

https://www.mhlw.go.jp/content/kaisetu.pdf



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」

※ に加盟し安全衛生の取り組みを社内外 にPRしましょう!



- ※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、 顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を 図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソ ーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の 取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む 加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。
- ■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら (サイト内から加盟申請もできます) https://safeconsortium.mhlw.go.jp/



高年齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に 向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/ bunya/koyou roudou/roudoukijun/anzen/ newpage 00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働 き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等 (働き方・休み方改善ポータルサイト) https://work-holiday.mhlw.go.jp/



■各種助成金や無料相談窓口の紹介等 (働き方改革特設サイト)



https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.ip/top

労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く 労働者の不安やストレスなど心身の健康状態につ いての調査結果を公表しています。

安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、 調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/ list46-50 an-ii.html



その他

■職場における熱中症予防情報 https://neccyusho.mhlw.go.jp/



■職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/ bunya/koyou roudou/roudoukijun/anzen/ kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です! https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/ bunya/0000184033.html

